

■ ■ ■ 自然権と自然法 ■ ■ ■

● 国家とは？

....., ....., .....をそろえる存在〔イエリネック, 独, 1851-1911〕

※ 主権とは： 外敵の侵入を防ぎ，紛争を解決し，秩序を維持するための決定権

● 国家についての考え方

16 世紀～： ..... 説（王の権力は神から授けられたものである）

例) スペイン： .....〔在位 1556-98〕

例) イングランド： .....〔在位 1603-25〕

\* 「.....の意思が.....である」（=.....の支配）

⇨ 「国王といえども神と.....の下にある」（=.....の支配）

17 世紀～： イギリス.....革命〔1642〕

チャールズ I 世が.....を強制し，.....を弾圧

★ .....『リヴァイアサン』〔1651〕

Q1 どうして内乱が起こってしまったのか？

A1 .....が.....しており，国王と議会在武力衝突を起こしたから

Q2 どうして主権が必要なのか？

A2 まず，社会が成立する前の.....（State of Nature）を想像してみよう

∴ 時代や場所に関係なく存在する普遍的なルール（=.....）が考察できるから

\* 自然の恵みは十分ではなく，ひとりひとは他人を完全に従属させるほど強くもない

\* 自分の.....を守るためなら，他人を.....ことも自然権に含まれる

\* すなわち，人間の自然状態は「.....の.....に対する.....」（the war of all against all）

Q3 自然権を有しているせいで生命を危険にさらす結果がもたらされるならどうすればいい？

A3 人々は、自然権を国家へ \_\_\_\_\_ に \_\_\_\_\_ することで秩序を確立した

→ ホブズは、ピューリタン革命後の混乱を收拾するためには絶対的な権力が必要であると考へた。そのため、ホブズの思想は絶対王政を擁護することともなり、クロムウエルの死後にチャールズ I 世の息子が即位して王政が復活した。

その弟ジェームズ II 世〔在位 1685-88〕はカトリックの信者であり、議会对立。

イギリス： \_\_\_\_\_ 革命〔1688〕

☆ 夫ウィリアム III 世と妻メアリ II 世は『 \_\_\_\_\_ 』に同意  
( Bill of Rights )

★ \_\_\_\_\_ 『市民政府二論』〔1690〕

\* 自然状態において恵みは豊かであり、人々は \_\_\_\_\_ 状態に置かれていた。しかし、  
誰かの \_\_\_\_\_ を奪おうとすれば、時には \_\_\_\_\_ 状態となることもある。

→ 財産の補償を確実にするため、人々は自然権の \_\_\_\_\_ を政府に \_\_\_\_\_

\* 自然権を守らない国家に対しては \_\_\_\_\_ を起こせる (= \_\_\_\_\_ 権)

★ \_\_\_\_\_ 『社会契約論』〔1762〕

\* 自然状態は自由で平和な状態であった。ところが、 \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ が人間性を失わせ、文明の発達が生分制社会の格差を生んだのである。

\* 理想は「 \_\_\_\_\_ に帰れ！」であるが、それは現実的ではない。そこで、公共の利益をめぐす普遍的な意思 ( \_\_\_\_\_ ) を法律とし、個々人の私利私欲 ( 特殊意思 ) を排除した共同社会を設立した。

∴ 国家の \_\_\_\_\_ は、もともと \_\_\_\_\_ にあったことになる (= 人民主権)

☆ \_\_\_\_\_ 戦争 ( American Revolutionary War, 1775 )

『ヴァージニア権利章典』 ( Virginia Declaration of Rights, 1776 )

“ all men are by nature equally free and independent, and have certain inherent rights ”